

広域一般廃棄物処理施設建設候補地 選定基準

三島市・裾野市・熱海市・長泉町・函南町
ごみ処理広域化検討協議会

1はじめに

三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町（以下「3市2町」という。）では、現行のごみ処理施設の老朽化という共通の課題を抱え、また、人口減少などによりごみの減量が進むと予想される中で、将来にわたってごみを安定的かつ効率的に処理するため、「静岡県一般廃棄物処理広域化マスターplan」（令和4年3月）を踏まえ、ごみ処理広域化の検討を進めている。

令和7年3月には、3市2町の副市長及び副町長を構成員とする「ごみ処理広域化検討協議会」（以下「検討協議会」という。）を設置し、令和7年度から、広域一般廃棄物処理施設の建設候補地の選定に向けて、検討を行うことになった。

3市2町では、建設候補地の選定に当たり、学識経験者や市町職員による「広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を共同で設置し、公募や各市町の公有地等から抽出した各候補地の評価検討を行い、その評価結果を考慮して、各市町は令和8年度にごみ処理広域化に参加するか否かの判断を行うことを予定している。

本選定基準は、建設候補地公募要項の作成及び各市町による公有地等からの抽出に当たり、その基準を定めるものである。

2選定基準の考え方

3市2町においては、建設候補地選定時点でのごみ処理広域化に参加する市町が定まっていないことを踏まえ、次の考え方に基づいて定める。

○整備を想定する広域一般廃棄物処理施設及び規模

令和6年度に実施した「広域一般廃棄物処理施設広域化実現可能性調査」では、広域化によりスケールメリットが最も得られる施設の種別、及び3市2町が全て広域化に参加した場合の施設規模として、次の種別を選定し規模を設定した。

本選定基準においては、3市2町全てが広域化処理に参加できることとして同条件を想定する。

施設の種別	規模
ごみ焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）	300t/日程度

※施設の種別（バイオガス化、堆肥化を含む。）及び規模については、今後、広域化に参加する市町において、施設整備基本構想などにより、具体的な検討を行う。

※マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設、資源化施設、ストックヤード）

も併設する可能性があるが、広域施設（40t/日程度を想定）となるか、建設地の市や町の単独施設となるか、広域化に参加する市町の既存施設状況を踏まえて検討する。

○ 新施設稼働目標時期

3市2町の現行のごみ処理施設の老朽化が進み、施設の更新時期が近づいている状況を踏まえ、可能性調査において検討した整備スケジュールにより、新施設稼働開始の目標時期を令和18年度とする。

3 建設候補地の選定方法

建設候補地の選定手順は【別紙1】に示すとおりとする。

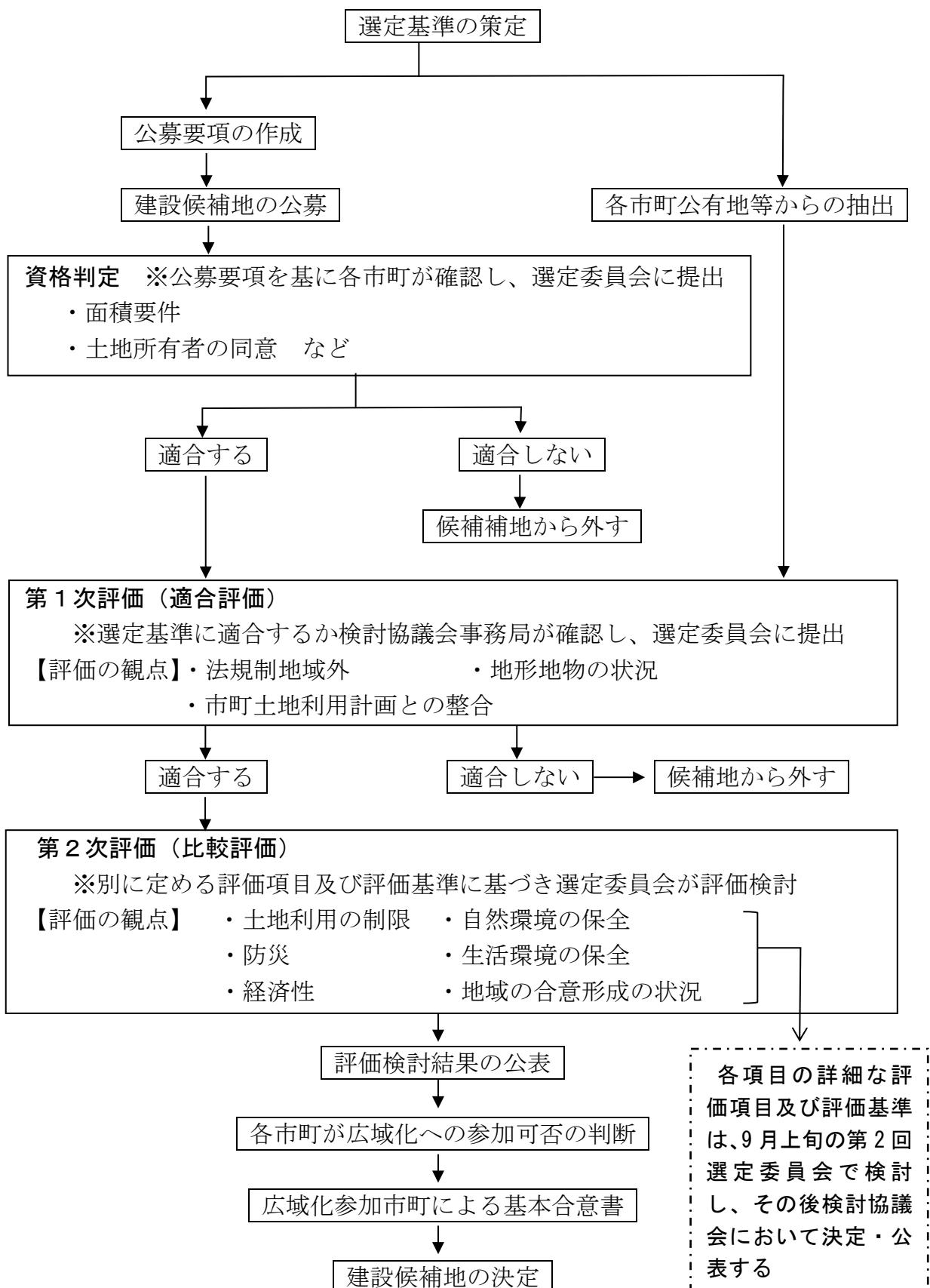
- (1) 建設候補地の選定に当たっては、土地所有者や地域の理解を得ながら円滑に事業を推進するため、各市町の自治会や町内会等に公募する方法、又は各市町がそれぞれの公有地等から抽出する方法により候補地を選出する。
- (2) 公募要項の作成及び公有地等からの抽出は、本選定基準に基づき行う。
- (3) 公募による候補地及び各市町がそれぞれ抽出した候補地は、検討協議会が別に定める評価基準に基づき、選定委員会において、安全・安心、環境、立地条件など幅広い観点から評価検討を行い、その結果を検討協議会に報告する。
- (4) 検討協議会は、選定委員会から報告された建設候補地の評価結果を考慮し、協議した結果を速やかに公表する。
- (5) 3市2町は、検討協議会の協議結果を踏まえ、広域化に参加するか否かの判断を行う。
- (6) 広域化に参加する市町において、ごみ処理広域化に関する基本合意書を締結し、建設候補地を決定する。(令和8年度を予定)

4 建設候補地の選定基準

「2 選定基準の考え方」に基づき、次のとおり建設候補地の選定基準を設定する。

No.	項目	内容	備考
1	面積要件	概ね2ha以上の土地	・同種規模の処理施設事例、概略配置計画の検討などを基に設定
2	用地取得の確実性	公募：土地所有者の同意 市町抽出：公有地等から選定	・事業の円滑な推進のため、用地取得の確実性が高いこと
3	法規制地域外	広域一般廃棄物処理施設を整備することが困難な規制地域を含まないこと。	・規制の解除が困難な法規制地域 【別紙2】は除外する
4	地形地物の状況	移設が困難な構造物が存置する土地、不整形地の土地は除く	・「移設が困難な構造物」とは高圧鉄塔や鉄道など、「不整形地」とは面積要件を満たしても施設配置や動線確保が困難な形状の土地
5	市町土地利用計画との整合	他の公共事業計画に該当する土地は除く	

広域一般廃棄物処理施設建設候補地 選定手順



除外対象とする法規制地域

	法律名	除外条件
1	都市計画法	住居系地域及び商業系地域を含む場合
2	河川法	河川区域を含む場合
3	急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域を含む場合
4	砂防法	砂防指定地を含む場合
5	地すべり等防止法	地すべり防止区域を含む場合
6	土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域
7	海岸法	海岸保全区域を含む場合
8	港湾法	港湾区域内の指定地域、臨港地区を含む場合
9	自然公園法	国立公園の公園区域を含む場合
10	自然環境保全法	自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域を含む場合
11	鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地区を含む場合
12	文化財保護法、静岡県文化財保護条例、3市2町の文化財保護条例	国、県及び各市町指定文化財を含む場合

※関係機関との協議により、法規制解除の見込みがある土地は除外対象としない。